

ID: 29

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	分担金の減免等		
例規名 根拠条項	県営土地改良事業分担金徴収条例 第5条		
例規番号	昭和49年条例第48号		
【基準】 第5条の規定による。 (分担金の減免等) 第5条 天災地変、その他特別な事由がある場合において必要があると認めるときは、分担金を減免し、又はその徴収を延期することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 30

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市農産物販売交流施設いがしらの設置及び管理条例 第7条第1項		
例規番号	平成19年条例第29号		
<p>【基準】</p> <p>第7条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第7条 農産物、加工品その他工芸品等(以下「農産物等」という。)を販売するために販売交流施設を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は附属する設備等を汚損、損傷又は滅失させるおそれがあるとき。 (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>3 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 32

担当部署: 産業部 農政課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市二宮尊徳物産館の設置及び管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成21年条例第14号		
【基準】	<p>第8条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第8条 農産物、加工品その他工芸品等(以下「農産物等」という。)を販売するために尊徳物産館を利用しようとする者は、指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は附属する設備等を汚損、損傷又は滅失させるおそれがあるとき。 (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>3 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>		
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日